

令和元年度 岡山大学特定臨床研究監査委員会 監査報告書

岡山大学特定臨床研究監査委員会規程第3条第1項に基づき実施した監査の結果を、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

岡山大学病院における特定臨床研究の適正な実施を確保するため、平成30年度の管理体制について、令和元年10月2日に病院長及び関係職員からのヒアリング、関係資料の確認により監査を実施しました。

2. 監査実施事項

平成30年度臨床研究中核病院の業務に関する自己点検評価に基づき、次の項目について確認を行いました。

- ① 施設要件・人員要件について
- ② 特定臨床研究に関する計画の立案・実施状況
- ③ 他施設との共同研究の実施状況
- ④ 他施設への支援状況
- ⑤ 教育研修の実施状況
- ⑥ 諸記録の管理状況
- ⑦ 特定臨床研究を適正に実施するための体制
- ⑧ 特定臨床研究を支援する体制
- ⑨ 統計的な解析等に用いるデータの管理体制
- ⑩ 安全管理のための体制
- ⑪ 認定臨床研究審査委員会における特定臨床研究の審査体制
- ⑫ 金銭その他の利益の收受及びその管理の方法に関する審査体制
- ⑬ 知的財産の適切な管理及び技術の移転の推進のための体制
- ⑭ 広報及び啓発並びに特定臨床研究の対象者等からの相談対応の体制

3. 監査の結果

臨床研究中核病院の承認要件である、施設・人員・能力とも全て一定の基準を満たしていること、病院管理者である病院長を中心に管理・監督ができる体制にあること、各種委員会の設置、臨床研究等を支援する部門が整備されていることなどヒアリング及び書面から確認できたことから、特定臨床研究を適正に実施するための体制が確立し運用されていると認められます。

引き続き、この体制を強化するとともに、以下のとおり、さらなる取り組みに期待します。

- ・臨床研究数・論文数の確保のため、教育制度や支援制度等の取り組みを行っているところだが、拠点として更なる継続性・発展性を見据えた体制整備や取り組みにも期待する。

- ・各種、手順書・マニュアルを整備しているが、これらに関係する人員がきちんと理解し、実行するための取り組みが望まれる。
- ・中国・四国地方唯一の臨床研究中核病院として、地域をまとめ、存在感をしっかりと示していくことを期待する。

岡山大学特定臨床研究監査委員会規程第3条第4項に定める指摘事項はありません。

令和元年10月28日

岡山大学特定臨床研究監査委員会

委員長 那 須 保 友

委員 尹 浩 信

委員 荒 川 義 弘

委員 山 本 晴 子

委員 頓 宮 尚 公